

神労安衛協発第 2 5 号
令和 8 年 6 月 1 6 日

会員事業場の皆様

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
会 長 平 井 泰 忠

神奈川労働局の「解体工事に係る安全衛生確保について(要請)」について

平素、当協会の事業活動につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会員事業場の皆様におかれては、日頃から労働災害防止の取組にご尽力いただいているところですが、令和 7 年の神奈川県内における死亡労働災害は 43 人となり令和 6 年の 35 人を大幅に上回り、このままでは 14 次防神奈川計画の目標に掲げる死亡災害発生件数の達成が困難な状況となっている中、本年 4 月 7 日に川崎市内においてクレーン解体作業中に死亡者 3 名を含む重大災害が発生したところです。

今般、これを受けて、同種労働災害のみならず、広く建築物又は工作物の解体等の作業を防止するため、神奈川労働局長から、建設業界の関係団体に対し総点検の要請がなされたことに加え、当協会を始め、神奈川県下における解体工事の発注者となり得る会員事業場で構成する労働災害防止団体に対して要請（別添）が行われました。

会員事業場の皆様におかれましては、これらの内容をご確認いただくとともに、解体工事を発注する場合、発注者が示す施工条件（請負金額や工期等を含む。）が、労働災害の発生に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、下記の事項にご留意いただくようお願い申し上げます。

記

留意項目

1. 解体対象物に係る設計図書のみならず、増改築履歴、設備の重量・構造、残存物等の作業の安全確保に必要な情報を施工業者に適切に提供すること。
2. 無理な工期設定や過密な作業工程とならないよう、施工条件について十分配慮すること。
3. 解体作業の特性を踏まえ、必要な安全経費を適切に見込むこと。
4. 施工業者の安全管理体制及び技術力を十分確認の上、適切な施工体制の確保に配慮すること。
5. 解体計画の策定に当たり、施工業者と十分協議を行い、安全確保に必要な措置が講じられるよう配慮すること。

以上

神勞発基 0611 第 2 号
令和 8 年 6 月 15 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長



解体工事に係る安全衛生確保について（要請）

日ごろから労働基準行政の推進、とりわけ労働災害防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年に当局内で発生した死亡災害は、43 人となり、令和 6 年の 35 人を大幅に上回り、全国的に見ても死亡災害が多発している状況となっております。

本年は、第 14 次労働災害防止計画（神奈川計画）の 4 年目となりますが、目標に掲げた死亡災害発生件数の達成が困難な状況となっている中、本年 4 月 7 日に川崎市市内においてクレーン解体作業中に死亡者 3 名を含む重大災害が発生したところです。

今般、令和 8 年 5 月 27 日付け基安発 0527 第 2 号「大型荷役運搬機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」（別添のとおり。以下「本省要請」という。）により、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、関係業界団体（施工業者、工事の発注者等）に対して要請が行われました。

また、当局としても、今後、死亡災害が多発することのないよう、同種労働災害のみならず、広く建築物又は工作物の解体等の作業における災害を防止するため、建設関係の業界団体に対し、本省要請別添 2 の点検表による総点検を要請したところですが、貴会員事業場が解体工事の発注者となる場合があるため、貴会員事業場に対し、これらの内容を周知いただくようお願いいたします。

また、発注者が示す施工条件（請負金額や工期等を含む。）が、労働災害の発生に大きな影響を及ぼしていることから、下記の事項についても、併せて、周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 解体対象物に係る設計図書のみならず、増改築履歴、設備の重量・構造、残存物等の作業の安全確保に必要な情報を施工業者に適切に提供すること。
- 2 無理な工期設定や過密な作業工程とならないよう、施工条件について十分配慮すること。
- 3 解体作業の特性を踏まえ、必要な安全経費を適切に見込むこと。
- 4 施工業者の安全管理体制及び技術力を十分確認の上、適切な施工体制の確保に配慮すること。
- 5 解体計画の策定に当たり、施工業者と十分協議を行い、安全確保に必要な措置が講じられるよう配慮すること。

基安発 0527 第 2 号
令和 8 年 5 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところであるが、令和 8 年 4 月 7 日、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン(アンローダー)に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち3名が死亡、1名が重傷、1名が行方不明(その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により1名が軽傷)となるという重大災害が発生した。

本災害の原因については現在調査中であるが、同種災害を防止するため、別添のとおり関係業界団体に対し総点検の要請を行ったところである。

各労働局におかれては、これらを了知の上、管内の建設業団体、工作物等の解体を請け負う事業者、クレーン製造許可事業場、クレーン整備事業者等に対して総点検の実施を周知すること等により、同種災害の再発防止の徹底を図られたい。

(別添)

基安発 0527 第 1 号
令和 8 年 5 月 27 日

一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長
建設業労働災害防止協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
一般社団法人港湾荷役システム協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところですが、令和 8 年 4 月 7 日、別添 1 のとおり、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン（アンローダー）に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5 名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち 3 名が死亡、1 名が重傷 1 名が行方不明（その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により 1 名が軽傷）となるという重大災害が発生しました。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、同種災害の防止のため、下記事項を要請します。

記

- 1 会員事業場のうち、アンローダー、ガントリークレーンその他解体に伴う重心の移動及び支持条件の変化により構造の安定性が低下するおそれのある大型構造物の解体工事の発注者及び元方事業者が該当する事業場に対して、別添 2 の点検表により、総点検を実施していただくこと。

2 会員事業場のうち、1の発注者及び元方事業者に加え、1の工事に関わる解体工事施工事業者、クレーン製造者等に対して、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底を周知すること。

(別添1)

クレーンの解体作業におけるカウンターウェイトの崩壊による墜落災害

1 発生日時

令和8年4月7日午後4時20分頃

2 発生場所

神奈川県川崎市川崎区扇島

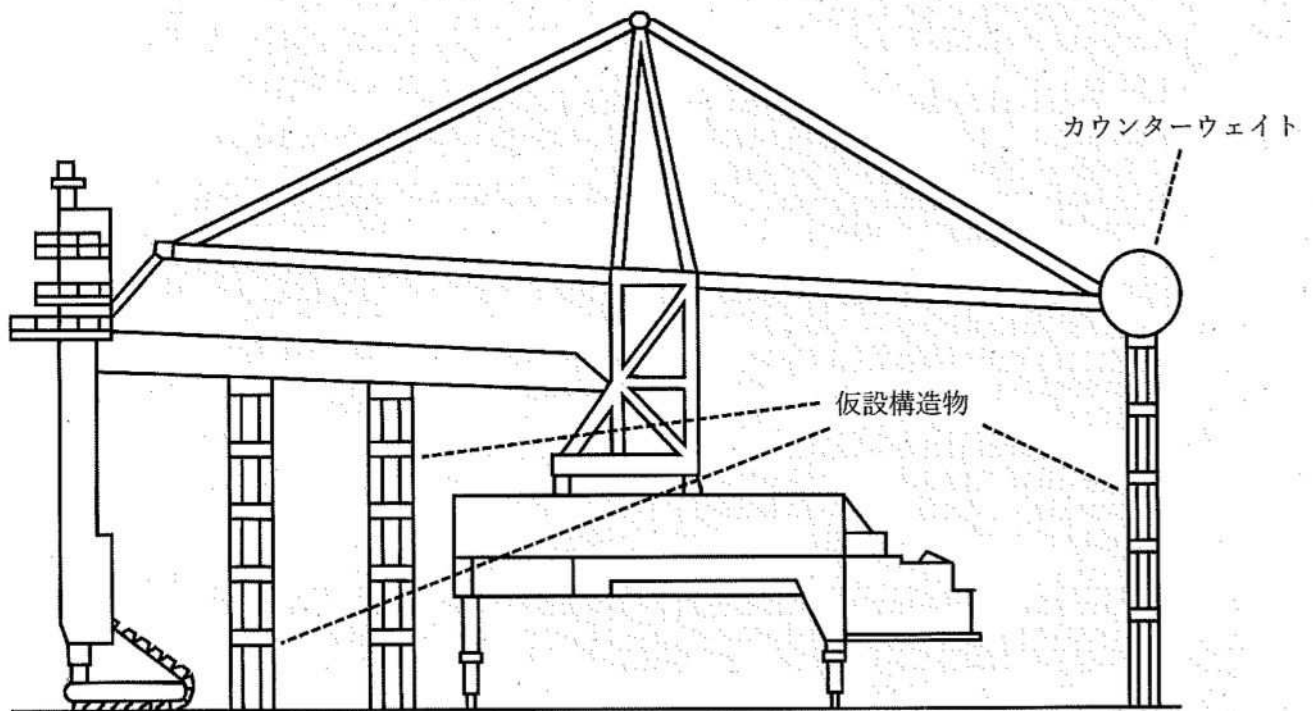
3 発生状況

災害発生時、製鉄所構内において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン（アンローダー）の解体作業が行われていた。バランスを取るために当該クレーンに取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5名の作業員がカウンターウェイトとともに転落した。その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により1名が軽傷となった。

4 被災状況

3名死亡、1名行方不明、1名重傷、1名軽傷

クレーン(イメージ図)



大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る点検表

1 対象等

本点検表は、アンローダー、ガントリークレーンその他解体に伴う重心の移動及び支持条件の変化により構造の安定性が低下するおそれのある大型構造物の解体工事（現在実施中のものに加え、今後実施予定のものを含む。）を対象とすること。元方事業者が点検を実施する際には関係請負人と協力し点検を実施すること。

2 点検事項

<input checked="" type="checkbox"/>	確認内容	根拠法令等	措置義務者
<input type="checkbox"/>	①解体対象物に係る設計図書、改造履歴、補修履歴等を施工事業者へ提供しているか	法第3条第3項	発注者
<input type="checkbox"/>	②施工事業者が十分な事前調査、リスクアセスメント及び作業計画の作成を行うことができる工期及び施工条件（適正な請負金額及び安全経費を含む。）としているか	法第3条第3項	発注者
<input type="checkbox"/>	③解体対象物の構造、重量、重心その他構造安定性に関する情報について、施工事業者へ適切に共有しているか	法第3条第3項	発注者
<input type="checkbox"/>	④解体対象物について、設計図書、改造履歴、補修履歴等を入手し、解体対象物の構造、腐食、劣化、損傷状況等の情報を確認しているか	法第28条の2、R A指針の7	元方事業者又は関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑤上記④で入手した情報のうち、必要な情報を関係請負人に提供しているか	法第3条第3項	元方事業者
<input type="checkbox"/>	⑥上記④で入手した情報、解体に伴う重心の移動、支持条件の変化及び構造の不安定化を踏まえ、解体対象物の崩壊・倒壊、解体作業箇所からの墜落・転落等に関するリスクの見積りを行っているか	法第28条の2、R A指針の8・9	元方事業者又は関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑦上記②の結果を踏まえ、リスク低減措置の内容（解体手順、使用機械、立入禁止範囲、退避方法、必要な支持・拘束・補強、連絡体制等）を検討し、解体対象物の崩壊・倒壊、解体作業箇所からの墜落・転落等の災害防止措置を確実に講じているか	法第28条の2、R A指針の10	元方事業者又は関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑧解体手順又は施工条件に変更が生じた場合、再度リスクアセスメントを実施しているか	法第28条の2、R A指針の10	元方事業者又は関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑨協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う教育に対する指導及び援助、関係請負人が安衛法令に基づき講ずべき措置についての指導を実施しているか	法第30条第1項	元方事業者
<input type="checkbox"/>	⑩工程計画及び機械等配置計画を作成し、関係請負人が作成した作業計画が当該計画に適合するよう指導しているか	法第30条第1項第5号、則第638条の3及び第638条の4	元方事業者
<input type="checkbox"/>	⑪元方事業者が作成した工程計画及び機械等配置計画を踏まえ、これらに適合する作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行っているか。また、元方事業者の確認を受けているか	法第20条、則第155条、ク則第66条の2第1項等	関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑫元方事業者が講ずる上記⑨に応じて、協議組織への参加等必要な措置を講じているか	法第32条第1項	関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑬クレーンの解体の作業を行う場合、 ・作業を指揮する者を選任し、当該者のもとに作業を実施しているか ・作業区域への立入禁止、その旨の表示を行っているか ・強風等の悪天候のために作業の危険が予想される際に作業中止としているか	法第20条、ク則第33条	関係請負人
<input type="checkbox"/>	⑭作業従事者は、元方事業者が講ずる措置の遵守、元方事業者又は関係請負人が講ずる措置の実施を確保するためにする指示に従っているか	法第32条第6項及び第7項（※）	元方事業者又は関係請負人

法：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） 則：労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

ク則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

RA指針：危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年指針公示第1号）

※労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後は、法第32条第7項及び第8項（令和9年4月1日施行）